

答 申 書

平成26年 7月

和泉市ごみ減量等推進審議会

平成26年 7月23日

和泉市長 辻 宏 康 様

和泉市ごみ減量等推進審議会
会長 和 田 安 彦

答 申

平成25年11月28日付け和泉生第36号をもって、市長より「和泉市における日常（可燃）ごみの有料化について」の諮問があったので、本審議会では慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1. 審議の経緯と内容

平成25年度第1回審議会において、和泉市のごみの現状と分析やこれまでの取組みと併せて日常（可燃）ごみの有料化の目的・目標（案）について審議を行なった。

平成25年度第2回審議会において、他市の有料化実施方法、本市の日常（可燃）ごみの有料化の方法（素案）、有料化実施に伴う課題及び対策について事務局より説明を受け、有料化実施自治体施策を参考に本市の施策の構築、ボランティア清掃の取扱い、弱者対策等の有料化の際に実施する具体的な施策を検討するなどの審議を行なった。

平成26年度第1回審議会において、和泉市のごみ施策の現状、有料化と同時に進める施策提案、生ごみ堆肥化容器設置費補助金交付対象者の使用状況アンケートの結果報告、有料化実施自治体のごみ減量施策の検討の審議を行なった。

2. 日常（可燃）ごみの有料化の目的

①ごみ減量とリサイクル促進

市民の意識として、日常（可燃）ごみの有料化はごみ減量化とリサイクル促進への関心を持つ契機となり、併せて環境問題への関心を高めることができれば排出の抑制、再使用の徹底、再生利用を心がけた市民意識の高揚が期待できる。

②排出抑制努力の公平性

ごみの減量・分別に努力されている市民と、努力されていない市民との公平性が図れていない状況であり、今後も市民意識の格差は広まることが予想されるなか、日常（可燃）ごみが有料化されれば、ごみの減量・分別の努力により、費用負担を軽減することができるため、排出量に応じた費用負担の公平性が図れる。

③泉北環境整備施設組合構成3市のごみ搬入量の削減

現在、3市のごみの焼却量が年間約90,000トンから82,000トン以下となれば、泉北クリーンセンターの5号炉を完全休炉化することができると言われており、その削減のためには、和泉市の可燃ごみの約67%を占める日常（可燃）ごみを減量することが有力な手段であり、泉大津市、高石市が日常（可燃）ごみを有料化し、ごみ減量化を推進しているなか、和泉市も今まで以上に減量化を行なう必要がある。

3. 日常（可燃）ごみ発生量の目標

市民に具体的で明確な目標値を定めることは、ごみの減量・分別を推進するためには重要なことである。

日常（可燃）ごみ発生量

現 行	33,673トン(24年度実績)
第3次一般廃棄物処理基本計画	30,195トン(36年度目標)
目 標	26,938トン(20%減量)

4. 日常（可燃）ごみの有料化の方法について

ごみ減量とリサイクル促進、排出抑制努力の公平性、泉北環境整備施設組合構成3市によるごみ搬入量の削減のため、和泉市における日常（可燃）ごみの有料化は妥当であり、制度が単純でわかりやすく、運用に係る経費が他の方法より安価であることから、均一従量制で有料指定袋の導入が適当である。

平成26年 7月23日

和泉市長 辻 宏 康 様

和泉市ごみ減量等推進審議会
会長 和 田 安 彦

付 帯 意 見

和泉市における日常（可燃）ごみの有料化について、4回に亘り慎重に審議を行なってきた結果、答申にあたり下記の付帯意見を申し添える。

記

(1) 有料指定袋の種類と料金について

有料指定袋の種類は45ℓ、20ℓ、10ℓ、5ℓの4種類とし、料金については、近隣自治体の状況を鑑み、1ℓ単位を1円とすることが適当である。

(2) 日常（可燃）ごみ有料化の周知等について

広報いずみ、ホームページ等での周知と、町会・自治会等を通じた地元説明会の実施と併せて、町会・自治会等に加入していない市民に対し、周知方法を検討すること。

また、市民が有料指定袋での排出に円滑に移行できるよう、当初に一定量の有料指定袋の無料配布を検討すること。

(3) おむつを使用する者に対する施策について

① 多量におむつを使用する新生児（2歳未満）世帯、高齢者紙おむつ給付対象者、障がい児・者日常生活用具給付対象者に有料指定袋の無料配布をするなどの支援を行なうこと。

② おむつの支援については、プライバシーに配慮した施策とすること。

(4) ごみの不法投棄及び不適切排出について

ごみの不法投棄及び不適切排出に対し、防止に必要な措置を講ずること。

(5) 生ごみ堆肥化推進等について

生ごみ堆肥化推進等については、施策の充実に努め、さらにごみ減量化と資源化を図ること。

(6) 再資源化事業推進奨励金について

日常（可燃）ごみに含まれる紙類の分別、リサイクルを促すため、資源回収が未実施の地区への加入案内や啓発に努めると共に、回収促進を図ること。

(7) ごみの減量化の推進について

市民に簡単でわかりやすい、日常（可燃）ごみの減量方法及び分別方法の周知を行なうこと。

(8) 日常（可燃）ごみの状況報告について

日常（可燃）ごみの有料化実施後の進行管理を行い、ごみ減量効果等の状況を定期的に市民に公表すること。

(9) ボランティア清掃について

日常（可燃）ごみの有料化後も公共の場を町会・自治会等の団体が地域清掃活動を行なう場合、現行どおり和泉市がごみ袋の配布とごみの回収を行なうこと。

併せて、個人が道路等の公共の場をボランティア清掃活動する場合も、同様の対応をすること。

(10) リサイクル品目の拡充について

日常（可燃）ごみの中から、市民にとって分別しやすく、効率のよい再資源化できる品目を新たなリサイクル品目として、拡充の検討をすること。

(11) ごみ出しサポートについて

高齢者や障がい者のみの世帯で、ごみ出しについて地域でのサポートやヘルパー支援を受けられない場合、玄関先でごみ収集を行なうごみ出しサポートについて、先進自治体の研究を行なうこと。

(12) ごみの焼却量の削減について

現在、3市のごみの焼却量が年間約90,000トンから82,000トン以下にするため、事業系ごみも含めたごみ減量化を図ること。